

鳥取県告示第132号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年3月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
特定非営利活動法人陽和会	鳥取市桜谷4-28	特定非営利活動法人陽和会デイサービスセンターひより	鳥取市桜谷4-28	通所介護	平成21年3月1日
社会福祉法人光の家	倉吉市清谷町一丁目254-2	デイサービスセンターひかり	倉吉市清谷町一丁目254-1	〃	〃

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
特定非営利活動法人陽和会	鳥取市桜谷4-28	特定非営利活動法人陽和会デイサービスセンターひより	鳥取市桜谷4-28	介護予防通所介護	平成21年3月1日
社会福祉法人光の家	倉吉市清谷町一丁目254-2	デイサービスセンターひかり	倉吉市清谷町一丁目254-1	〃	〃